

各 位

会社名 シダックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 志太 勤一  
(JASDAQ コード番号 4837)  
問合せ先 取締役 経理財務本部長 兼 IR 担当  
宮川 聡男  
(TEL. 03-5784-8909)

株式の分割および単元株制度の採用ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 19 日開催の取締役会において、平成 21 年 1 月 5 日の株式振替制度への移行（株券電子化）に伴う端株の廃止により、端株を整理するため、株式の分割および単元株制度の採用ならびに定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### 1. 株式の分割および単元株制度の採用の目的

平成 21 年 1 月 5 日施行の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）による株式振替制度への移行（株券電子化）に伴い、この制度の対象外とされている端株を整理するために、株式の分割を行うと同時に単元株制度を採用いたします。なお、この株式の分割および単元株制度採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

### 2. 株式の分割

#### (1) 株式の分割の方法

決済合理化法の施行日の前々日である平成 21 年 1 月 3 日を基準日として、同日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主を含みます。）の所有株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

#### (2) 株式の分割により増加する普通株式の株式数

株式の分割前の発行済株式総数	409,187.62	株
株式の分割により増加する株式数	40,509,574.38	株
株式の分割後の発行済株式総数	40,918,762	株

#### (3) 株式の分割の日程

基準日 決済合理化法の施行日の前々日（平成 21 年 1 月 3 日）

効力発生日 決済合理化法の施行日の前日（平成 21 年 1 月 4 日）

（注）なお、当社株式は平成 20 年 12 月 25 日（木）から平成 20 年 12 月 30 日（火）まで、ジャスダック証券取引所において、売買停止となります。

(4) 平成 21 年 3 月期 期末配当予想について

平成 21 年 3 月期期末配当予想につきましては、現在のところ配当総額に変更はございません。

今回の株式 1 株を 100 株に分割することに伴い、平成 21 年 3 月期期末配当予想 1 株につき 1500 円を、100 分の 1 の 15 円に読み替えさせていただきますようお願いいたします。

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」の効力発生を条件として、決済合理化法の施行日の前日である平成 21 年 1 月 4 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 採用の日程

効力発生日 決済合理化法の施行日の前日（平成 21 年 1 月 4 日）

4. 定款の一部変更

上記「2.株式の分割」および「3.単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づき、下記のとおり当社定款の一部変更をいたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>140 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 4 千万株</u> とする。
(新 設)	<u>(単元株式数)</u> 第 7 条の 2 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新 設)	<u>附 則</u> 第 1 条 <u>第 6 条および第 7 条の 2 の定款変更の効力発生日は、平成 20 年 11 月 19 日開催の取締役会決議に基づく株式の分割が効力を発生する日である「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等（平成 16 年法律第 88 号）の施行日の前日の平成 21 年 1 月 4 日とする。</u> <u>2 本条は、前項の効力発生日をもって削除する。</u>

以上